

令和4年度 地域密着型サービス事業者等 集団指導

～運営基準減算について(居宅介護支援編)～

四日市市福祉監査室

〔厚生省告示第20号〕

〔基準省令〕

〔老企第36号〕

省略名称

・厚生省告示第20号

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
(平成12年2月10日 厚生省告示第20号)

・基準省令

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
(平成11年3月31日 厚生省令第38号)

・老企第36号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成12年3月1日老企第36号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

集団指導内容

○運営基準減算とは...

◇居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

□(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、下記について、文書交付、説明、署名を行わない

①複数紹介②選定理由③前6月間の割合

□(2) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更の際し、以下を行わない

①アセスメント ②サービス担当者会議 ③居宅サービス計画を交付

□(3) 以下の場合に、サービス担当者会議を行っていない

①居宅サービス計画作成 ②要介護認定更新 ③要介護状態区分変更

□(4) モニタリングに当たって、以下の事を行っていない

①1月に1回、訪問、面接 ②記録

集団指導内容

○運営基準減算とは...

◇居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

□(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、下記について、文書交付、説明、署名を行わない

①複数紹介②選定理由③前6月間の割合

□(2) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更の際し、以下を行わない

①アセスメント ②サービス担当者会議 ③居宅サービス計画を交付

□(3) 以下の場合に、サービス担当者会議を行っていない

①居宅サービス計画作成 ②要介護認定更新 ③要介護状態区分変更

□(4) モニタリングに当たって、以下の事を行っていない

①1月に1回、訪問、面接 ②記録

運営基準減算とは...

別に厚生労働大臣が定める基準※に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。

居宅介護支援費を算定しない場合、初回加算や、退院・退所加算、処遇改善加算等、その他加算も算定不可

※厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・八十二)

居宅介護支援指定基準省令第4条第2項並びに第13条第7号、9号から11号まで、第14号及び第15号(これらの規定を同上第16号において準用する場合を含む。)に定められた、居宅介護支援専門員が行うべき業務を行っていない場合

集団指導内容

●運営基準減算とは...

◇居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

□(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、下記について、文書交付、説明、署名を行わない

①複数紹介②選定理由③前6月間の割合

□(2) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更の際し、以下を行わない

①アセスメント ②サービス担当者会議 ③居宅サービス計画を交付

□(3) 以下の場合に、サービス担当者会議を行っていない

①居宅サービス計画作成 ②要介護認定更新 ③要介護状態区分変更

□(4) モニタリングに当たって、以下の事を行っていない

①1月に1回、訪問、面接 ②記録

集団指導内容

●運営基準減算とは...

◇居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

□(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、下記について、文書交付、説明、署名を行わない

①複数紹介②選定理由③前6月間の割合

□(2) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更の際し、以下を行わない

①アセスメント ②サービス担当者会議 ③居宅サービス計画を交付

□(3) 以下の場合に、サービス担当者会議を行っていない

①居宅サービス計画作成 ②要介護認定更新 ③要介護状態区分変更

□(4) モニタリングに当たって、以下の事を行っていない

①1月に1回、訪問、面接 ②記録

〔基準省令第4条第2項関係〕

〔老企第36号 第3の6〕

居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、次の3点について理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。

〔基準省令第4条第2項関係〕

〔老企第36号 第3の6〕

(1) 文書の交付 口頭での説明 署名

利用者は①②を求めることができる

- ①複数の指定居宅サービス事業者等を紹介
- ②居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の
選定理由の説明

【平成30年4月施行】

※注意:「事業者が複数のサービスを紹介します」だけでは不十分

※注意: 暫定プランの特例の内容にだけ記載、通常の流れにも必要

(1) **文書の交付** **口頭での説明** **署名**

③前6月間に指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

【令和3年4月施行】

記載例:介護保険最新情報Vol.952(令和3年3月26日)

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)」問111

(1) **文書の交付** **口頭での説明** **署名**

<例>

※重要事項説明書

第●条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

※別紙

別紙			
① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合			
訪問介護 ●%			
通所介護 ●%			
地域密着型通所介護 ●%			
福祉用具貸与 ●%			
② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合			
訪問介護	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%
通所介護	△△事業所 ●%	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%
地域密着型通所介護	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%	××事業所 ●%
福祉用具貸与	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%

- ① 前期 (3月1日～8月末日)
- ② 後期 (9月1日～2月末日)

※令和3年4月1日以前に契約した利用者は、令和3年4月1日以降にケアプランの見直しを行った時

※令和3年4月1日以降に契約した利用者は、全て署名をもらう

※wordファイル作成したので、必要な事業所は福祉監査室へ

集団指導内容

●運営基準減算とは...

◇居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、下記について、文書交付、説明、署名を行わない

①複数紹介 ②選定理由 ③前6月間の割合

(2) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更の際し、以下を行わない

①アセスメント ②サービス担当者会議 ③居宅サービス計画を交付

(3) 以下の場合に、サービス担当者会議を行っていない

①居宅サービス計画作成 ②要介護認定更新 ③要介護状態区分変更

(4) モニタリングに当たって、以下の事を行っていない

①1月に1回、訪問、面接 ②記録

居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

(2) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たって、次の3点の場合、当該居宅サービス計画にかかる月(以下「当該月」という。)から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算されるものであること。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接をしていない。
- ② サービス担当者会議の開催等を行っていない。(やむを得ない理由がある場合を除く)
- ③ 居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない。

(2) 居宅サービス計画新規作成及びその変更時

①利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない。
居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等との置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

アセスメントは、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き、必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。※アセスメントの結果については記録に残すこと。

アセスメントを行う時期について

① 新規として介護認定を受ける時

居宅サービス計画を作成する前かつサービス開始前まで

② 認定期間満了に伴う介護認定更新の時

新しい居宅サービス計画開始前まで

③ 利用者の状況変化に伴う介護認定区分変更の時

利用者の状況変化があった時かつ区分変更申請前まで

④ 随時

気になることがあればしていただいで問題ありません。

(2) 居宅サービス計画新規作成及びその変更時

②サービス担当者会議の開催等を行っていない。

(やむを得ない理由がある場合を除く)

・サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない

・ただし、やむを得ない理由がある場合※については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。

やむを得ない理由がある場合とは...

① サービス担当者会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合

② 居宅サービス計画の「軽微な変更」に該当する場合

【市ホームページ】

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1533166003121/index.html>

やむを得ない理由がある場合とは...

③利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師等の意見を勘案して必要と認める場合

※末期の悪性腫瘍の利用者について必要と認める場合とは、主治の医師等が日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると判断した時点以降において、主治の医師等の助言を得た上で、介護支援専門員がサービス担当者に対する照会等により意見を求めることが必要と判断した場合が想定されます。

※「主治の医師等」は、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されません。

居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

(2) 居宅サービス計画新規作成及びその変更時

③居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない

居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

居宅サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者及び担当者に交付しなければならない。

集団指導内容

●運営基準減算とは...

◇居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

☑(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、下記について、文書交付、説明、署名を行わない

①複数紹介 ②選定理由 ③前6月間の割合

☑(2) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更の際し、以下を行わない

①アセスメント ②サービス担当者会議 ③居宅サービス計画を交付

□(3) 以下の場合に、サービス担当者会議を行っていない

①居宅サービス計画作成 ②要介護認定更新 ③要介護状態区分変更

□(4) モニタリングに当たって、以下の事を行っていない

①1月に1回、訪問、面接 ②記録

居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

(3) 次の3点に掲げる場合においては、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

- ① 居宅サービス計画を新規に作成または変更した場合
- ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

〔基準省令第13条第9号、第15号関係〕

〔老企第36号 第3の6〕

(3) サービス担当者会議未実施

① 居宅サービス計画を新規に作成または変更した場合

新規で介護サービスを利用する際だけではなく、軽微な変更には該当しない変更(目標の変更、サービス種別の変更・追加、利用回数
の著しい変更等)が該当

(3) サービス担当者会議未実施

②要介護更新認定

③要介護状態区分変更認定

次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。

イ 利用者が要介護更新認定を受けた場合

ロ 利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

集団指導内容

●運営基準減算とは...

◇居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

☑(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、下記について、文書交付、説明、署名を行わない

①複数紹介②選定理由③前6月間の割合

☑(2) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更の際し、以下を行わない

①アセスメント ②サービス担当者会議 ③居宅サービス計画を交付

☑(3) 以下の場合に、サービス担当者会議を行っていない

①居宅サービス計画作成 ②要介護認定更新 ③要介護状態区分変更

□(4) モニタリングに当たって、以下の事を行っていない

①1月に1回、訪問、面接 ②記録

居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

(4) 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、次の2点の場合、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

- ① 1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合
(特段の事情※がある場合を除く)
- ② モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合
(特段の事情がある場合を除く)

特段の事情とは...

利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。(その具体的な内容を記録しておくことが必要)

【具体的な例】

- ① 利用者が緊急入院をしたため、居宅で面接ができなかった場合
- ② 利用者1ヶ月を超えてショートステイを利用している為に居宅での面談ができなかった場合
- ③ 利用者が月途中で死亡した場合
- ④ 災害等の被害により、利用者が居宅を離れたため、居宅で面接ができなかった場合

(4)

モニタリング未実施

居宅訪問未実施

記録なし

・居宅サービス計画の作成後、利用者についての継続的なアセスメントを含む居宅サービス計画の実施状況の把握(=モニタリング)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

・モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、下記のとおり行わなければならない。

イ 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する。

ロ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する

集団指導内容

●運営基準減算とは...

◆居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

☑(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、下記について、文書交付、説明、署名を行わない

①複数紹介②選定理由③前6月間の割合

☑(2) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更の際し、以下を行わない

①アセスメント ②サービス担当者会議 ③居宅サービス計画を交付

☑(3) 以下の場合に、サービス担当者会議を行っていない

①居宅サービス計画作成 ②要介護認定更新 ③要介護状態区分変更

☑(4) モニタリングに当たって、以下の事を行っていない

①1月に1回、訪問、面接 ②記録

◎参考文献

- ・ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日 厚生省告示第20号)
- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日 厚生省令第38号)
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- ・ 介護保険最新情報Vol. 952(令和3年3月26日)
「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol. 3)(令和3年3月26日)」問111

◎資料作成協力

介護保険課管理・保険料係

事務連絡

動画の概要欄のURLから、アンケート調査にご協力をお願いいたします。

※ アンケート調査の提出をもって、出席とさせていただきます。

※ 下記URLまたは、QRコードからも、アンケート調査へ回答可能です。

URL: <https://logoform.jp/f/Kz4hF>

QRコード:



ご視聴ありがとうございました